



2019年12月

お客様各位

山九株式会社
国際物流推進部
マーケティングG

利用航空運送約款について

毎々格別なるお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて国際航空貨物に係るモントリオール条約が改訂され貨物賠償責任限度額が2019年12月28日より19SDR/kgから22SDR/kgとなります。これに伴い国土交通省標準国際利用航空運送約款（国土交通省12月17日告示第908号）も改訂されます。

弊社では12月28日より標準国際利用航空運送約款を適用することとしましたのでご連絡申し上げます。

なお、現行House Airwaybillの裏面は19SDR/kgのままですがモントリオール条約第26条により22SDR/kgより安い責任限度額は無効とされているため当面問題はございません。準備が整い次第順次新しいAirwaybill用紙に切り換えて参ります。

今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

標準国際利用航空運送約款 第37条第1項

運送人の責任は、運送に対する申告価額が申告されたときは航空運送上に記載された荷送人の申告価額を限度とし、荷送人が申告価額の申告をしなかった場合には、損害を受けた貨物1キログラム当たり22特別引出権を限度とする。ただし、ワルソー条約又は改正ワルソー条約の適用を受ける貨物運送の場合には、運送人が損害をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損害が生ずるおそれがあることを知りながら行った行為（不作為を含む。）により損害が生じたことが証明されたときは、この限りでない。

ご不明点がございましたら、山九株式会社 国際物流推進部 マーケティンググループ (TEL : 03-3536-3418)まで、お問い合わせ下さいますようお願い致します。

以上